

## 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（インドで初めて確認された変異株 B. 1. 617 への対応（ニューヨーク州、デラウェア州、コネチカット州））

○ニューヨーク州、デラウェア州及びコネチカット州に居住・滞在されている方で、日本時間6月4日午前0時以降に日本に入国される人は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間待機することを求められます。

6月1日付外務省広域情報で発表のありました新たな水際措置について以下のとおりお知らせします。

1 新型コロナウイルス変異株拡大を受けた水際対策措置として、インドで初めて確認された変異株の指定国・地域としての検疫強化の対象国・地域として、当館管内ではニューヨーク州、デラウェア州及びコネチカット州が指定されました。（注：コネチカット州についてはフェアフィールド郡が当館管轄）

この指定に基づき、今回指定された州に居住・滞在されている人で日本時間6月4日（金）午前0時以降に日本に入国される人（含、日本人）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間待機することを求められ、3日目に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機して頂くこととなります。

○外務省広域情報

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C087.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C087.html)

○厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787220.pdf>

2 本邦入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内の「出国前検査証明」の取得が必要です。また、質問票及び誓約書の提出等も必要となります。更に、日本入国後の移動に際しては公共交通機関を使用しないことが求められますので、ご注意ください。

○検査証明書の提示について（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

（厚生労働省が指定する検査証明のフォーマットも上記のサイトに掲載されています）

○検査証明の確認について（本邦渡航予定者用 Q&A）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100178702.pdf>

○日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

○「質問票」（出発前に QR コードを取得してください）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

○「誓約書」の提出（1人1枚必要です）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

（参考）日本の水際措置等に関する関連情報

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

○海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置全体説明

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○海外から帰国する方向へのQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

#### 【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp)、18th Floor、New York、NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>